



平成 27 年 5 月 15 日

各位

会 社 名 株式会社ツカモトコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 阿 久 津 和 行
(コード番号 8025 東証第一部)
問合せ先 常務取締役本部担当 小 林 史 郎
(TEL03-3279-1330)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 96 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応し、グループ事業を効率的に運用するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性の向上及び公告手続きの合理化を図るため現行定款第 5 条（公告方法）につきまして電子公告への変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、当社においても、非業務執行取締役及び監査役について、継続的に適切な人材を広く招聘できるようにするため、変更案第 27 条（取締役の責任免除）の規定を新設し、現行定款第 32 条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。なお、変更案第 27 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記変更併せて現行定款条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を<u>営むこと</u>を目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</p> <p>(1) ~ (25) (条文省略)</p> <p>2. ~4. (条文省略)</p> <p>第3条~第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第6条~第26条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業およびこれに<u>関連する業務を営むこと、並びに、</u>次の事業を営む会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理<u>すること</u>を目的とする。</p> <p>(1) ~ (25) (現行どおり)</p> <p>2. ~4. (現行どおり)</p> <p>第3条~第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、</u>東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第6条~第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

<p>第 <u>27</u> 条～第 <u>31</u> 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 <u>32</u> 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 <u>33</u> 条～第 <u>35</u> 条 (条文省略)</p>	<p><u>2.</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 <u>28</u> 条～第 <u>32</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 <u>33</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 <u>34</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)</p>
--	---

以上